



金 沢 市 公 報

第 3 0 6 9 号 の 9

令和4年(2022年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 病院事業管理規程
● 公営企業管理規程		○ 金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 3
○ 文書記号の見直しに伴う金沢市工業用水道給水条例施行規程の整理に関する規程 (企業総務課) 1		○ 金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程 (") 3
● 公営企業訓令甲		○ 金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 4
○ ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係訓令の整理に関する規程 (企業総務課) 1		○ 金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 6
● 公営企業告示		
○ ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係要綱の整理に関する要綱 (企業総務課) 3		

公 営 企 業 管 理 規 程

文書記号の見直しに伴う金沢市工業用水道給水条例施行規程の整理に関する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

● 金沢市公営企業管理規程第7号

文書記号の見直しに伴う金沢市工業用水道給水条例施行規程の整理に関する規程
金沢市工業用水道給水条例施行規程(平成9年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
様式第2号及び様式第4号中「収 第」を「 第」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

● 金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市企業局巡視規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局巡視規程(昭和28年公営企業訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

巡 視 箇 所	巡 視 要 領
末浄水場	1 巡視は、業務の指導に重点を置くものとする。 2 巡視の要目は、おおむね次のとおりとする。 (1) 清潔及び整頓 (2) 簿冊の整理 (3) 機械、器具等の保存及び手入れ (4) 施設の状況 (5) 作業の実態
犀川浄水場	
城北水質管理センター	
西部水質管理センター	
臨海水質管理センター	
水道、工業用水道及び下水道に係る工事箇所	当該工事の進捗状況及び当該工事に従事する職員の勤務状況を視察し、必要な指導を行う。

(金沢市企業局当直勤務規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局当直勤務規程(昭和32年公営企業訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第5項中「、ガス」を削り、同条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(金沢市企業局浄水場宿直勤務規程の一部改正)

第3条 金沢市企業局浄水場宿直勤務規程(昭和48年公営企業訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上水・発電課の」を「上水課の」に改め、「(発電管理センターの職員を除く。)」を削り、「上水・発電課長」を「上水課長」に改める。

第3条第1項及び第3項中「上水・発電課長」を「上水課長」に改める。

(金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)

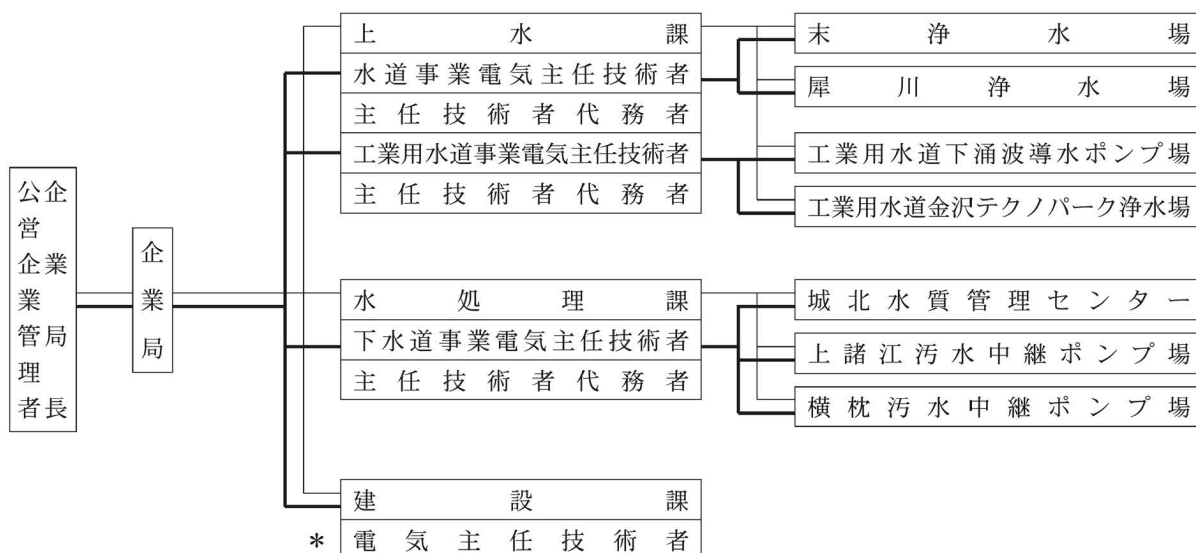
第4条 金沢市企業局自家用電気工作物保安規程(平成13年公営企業訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「ガス課にガス事業に係る主任技術者(以下「ガス事業電気主任技術者」という。))を、上水・発電課を「上水課」に改める。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)



*印は、自家用電気工作物の建設に係るもので、必要な場合に配置する。

————— 職制上の命令系統を示す。

----- 保安業務の系統を示す。

別表第2第1項を削り、同表第2項中「上水・発電課」を「上水課」に改め、同項を同表第1項とし、同表第3項を同表第2項とする。

(金沢市上寺津ダム操作規程等の廃止)

第5条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 金沢市上寺津ダム操作規程(昭和50年公営企業訓令甲第1号)
- (2) 金沢市企業局発電管理センター宿直勤務規程(昭和59年公営企業訓令甲第4号)
- (3) 金沢市発電事業電気工作物保安規程(昭和62年公営企業訓令甲第1号)

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

ガス事業及び発電事業の譲渡に伴う関係要綱の整理に関する要綱

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱(昭和60年公営企業告示第3号)
- (2) 金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱(昭和63年公営企業告示第1号)

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市立病院事務決裁規程(平成25年病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表契約アの表中「及び最低制限価格」を「、最低制限価格及び最低制限価格基準額」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「者は、」の次に「宣誓書(別記様式)を」を加え、「又は管理者の定める上級職員の面前において宣誓書(別記様式)に署名しなければ」を「に提出しなければ」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額の支給）

第3条の2 職員の給料の調整については、次項から第4項までに定めるもののほか、一般職の給与条例第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

2 給料の調整を行う職員は、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

3 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）第28条第4項の規定により定められたその者の1週間当たりの就業時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。）とする。

4 給料の調整額は、給料支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表第3」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第4」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに同法」を「育児短時間勤務職員等及び育児休業法」に改める。

第5条中「一般職の給与条例第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に改める。

第6条第2項中「別表第3」を「別表第5」に改め、同条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に改める。

第8条第1項第1号中「別表第1」を「別表第3」に改める。

第13条第1項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員として任用される職員の号給の決定に当たっては、会計年度任用職員給与条例第2条に規定する会計年度任用職員の例により決定された職務の級の号給が別表第6の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないときは当該職務の級における最低の号給とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第6 職種別基準表（第13条関係）

職の種類別	職 種	学 歴 免許等	基礎号給		上 限	
			職務 の級	号給	職務 の級	号給
行政職	社会福祉士その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの	大学卒	1	23	1	47
	診療情報管理士その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの	短大卒	1	11	1	35
	事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの (医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手に限る。)	高校卒	1	3	1	27

	事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として管理者が定めるもの(医師事務作業補助、地域連携室事務及び看護助手を除く。)	高校卒	1	1	1	25	
医療職(1)	医師 歯科医師	博士課程 修了	1	21	1	45	
		大学6卒	1	1	1	25	
医療職(2)	薬剤師	大学6卒	2	11	2	35	
		大学卒	2	1	2	25	
	管理栄養士	短大卒	1	9	1	33	
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	短大3卒	1	15	1	39	
	臨床工学技士	短大卒	1	15	1	39	
	医療職(3)	保健師 助産師	大学卒	2	9	2	33
		看護師	短大3卒	2	3	2	27

別表第3を別表第5とし、別表第2を別表第4とし、別表第1を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。
別表第1 適用区分表(第3条の2関係)

職 員	調 整 数
主事(社会福祉士に限る。)	0.3
管理栄養士	0.3
診療放射線技師	0.3
臨床検査技師	0.3
臨床工学技士	0.3
理学療法士	0.3
作業療法士	0.3
視能訓練士	0.3
言語聴覚士	0.3
看護師	0.3
助産師	0.3

別表第2 調整基本額表(第3条の2関係)

1 行政職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(2)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

3 医療職給料表(3)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の金沢市立病院職員の給与に関する規程の規定は、令和4年2月1日から適用する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第4号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第29条中「時効等により債権が消滅した場合において」を「債権の不納欠損処分を行おうとするとき」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和4年(2022年)3月11日 印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)3月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄